

令和3年10月号 ナツと通信



自宅の売却トラブルにご注意！



*「強引に勧誘され、安価で自宅を売却する契約をしてしまった」「解約を申し出たら違約金を請求された」といった自宅の売却に関する相談が寄せられています。ご注意ください！

ひとこと助言

- 長時間勧誘されたり契約を急かされても、すぐに契約はせず家族などに相談しましょう。
- よくわからないことや納得できないことがある場合には、解決するまで契約しないようにしましょう。
- 自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフはできません。
- 勧誘が迷惑だと思ったら「売りません」ときっぱり断りましょう。今後も勧誘をしてほしくない場合には、勧誘しないよう事業者にはっきり伝えましょう。

不安に思ったりトラブルになった場合は、

消費生活センター(5604-7055)にご相談ください。